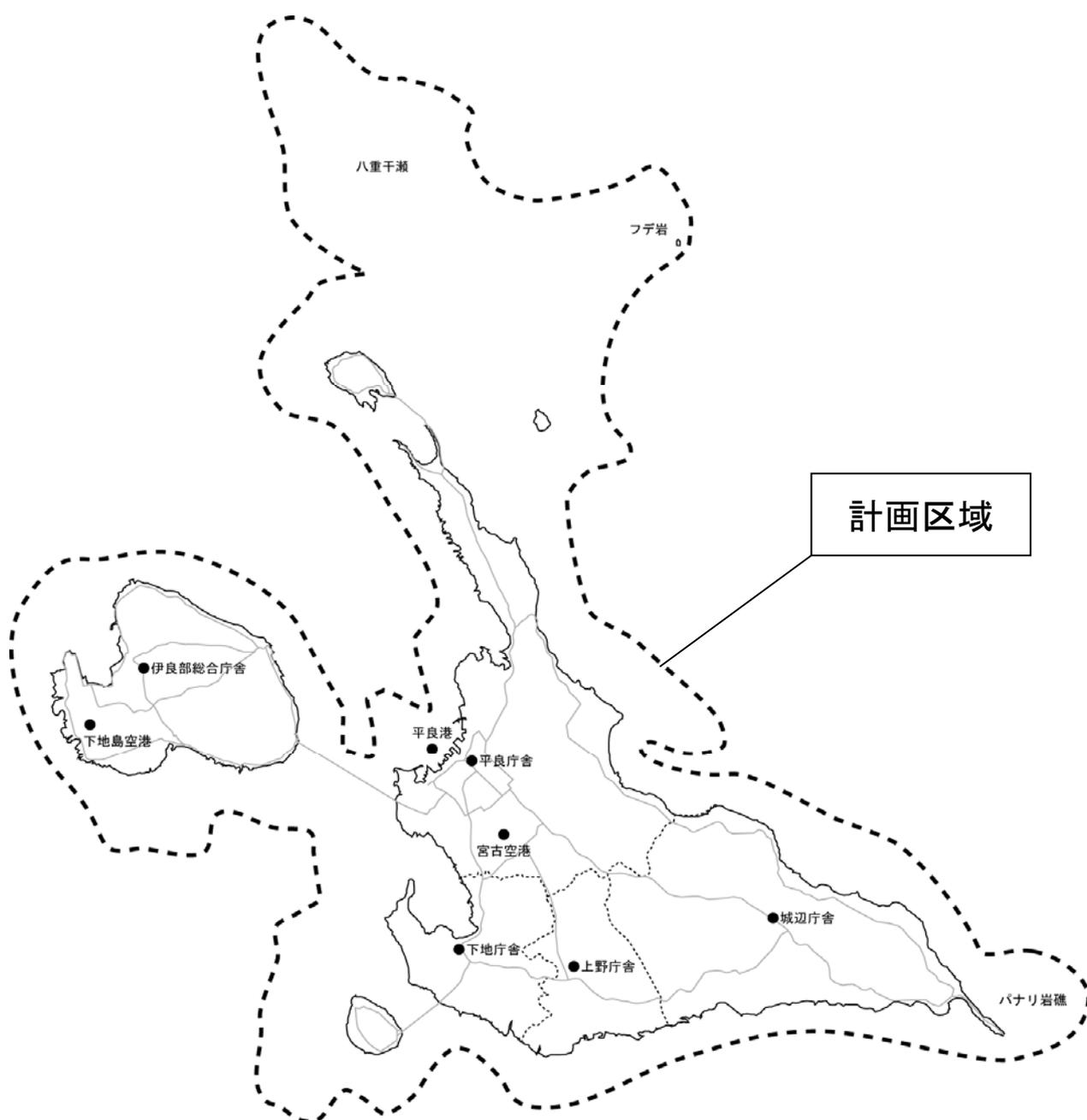


第3章 景観形成方針

3-1 景観計画区域（法第8条第2項1号）

宮古島市は、平成20年9月に景観法に基づく「景観行政団体」となりました。これを受け、宮古島市都市計画マスタープランでは、景観に関する総合的な指針となる景観計画を全市域対象として策定することを位置づけています。

このため、景観法8条2項に定める景観計画区域は、宮古島市全域（島を取りまくリーフを含む）とします。



3-2 景観まちづくりの理念

(1) 基本理念

本市は、隆起サンゴ礁によりつくられた島であり、台風や強い日差し等の厳しい自然環境下にある風土の中で生まれた独自の文化を持っています。このような自然環境の中から、環境共生の精神は人々の生活の中にごく自然に根付いてきました。本市は、このような島の成り立ちを継承し、この風土を生かした先人の知恵を伝え育て、新たな環境共生の試みも景観の一部に取り込みながら宮古の景観まちづくりを進めていきます。

宮古の景観まちづくりは、表面のみを良くするのではなく、文化・風土に培われた必然性のある有意味なものとし、市民・事業者・行政が連携して、宮古の美しい財産の維持、向上を目指すものとします。

① 島の成り立ちの継承

島を象徴する美しい砂浜、平坦な地形、石灰岩堤緑地等は、隆起さんご礁の島の形成過程からできたこの島ならではの特徴です。このような島の景観、環境は、地下水に依存する我々の暮らしや観光産業等の経済活動にも密接に関わっています。このため我々は、自然環境や生態系への配慮を第一義に、この島の成り立ちの継承を基本においた景観まちづくりを推進します。

② 風土を活かし先人の知恵を伝え育てる

かねてより宮古島は、台風や干ばつなどの厳しい自然環境の下におかれてきました。その中で、先人たちは生活の知恵をしぼり、御嶽やその周辺の御嶽林、カー（泉）等で構成される風土に根ざした集落形態や、涼しさを求めた住環境及び生活環境をつくり上げてきました。また、周囲を海に囲まれた限られた土地において、海と関わり、地下水を利用して農業を営み、自然、風土を生かした生活・文化が培われてきました。我々は、これらを大切にし、先人の知恵を伝え育てることを基本においた景観まちづくりを推進します。

③ 環境共生の新しい景観をつくる

本市は、2008年3月に「エコアイランド宮古島」を宣言し、環境共生の地域・まちづくりが進められています。美しくもあり、厳しくもある自然環境のなかで生まれてきたこれまでの環境共生の知恵に加え、地球環境やエネルギー問題に対応した新たに展開される環境共生の形も宮古島市の景観として推進していきます。

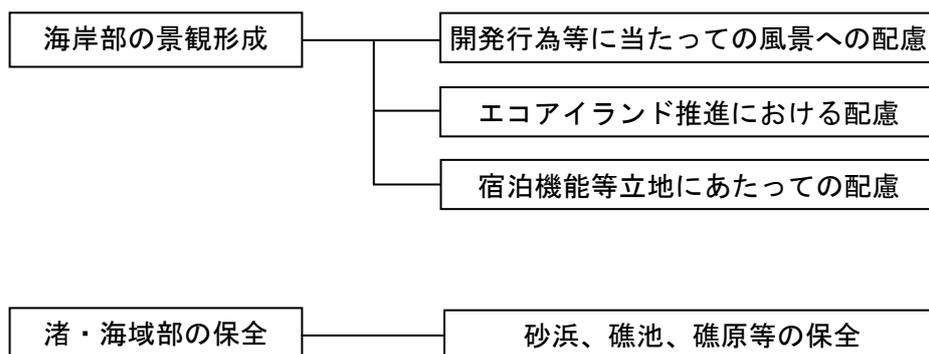
④ 市民主体による景観まちづくりの定着

旧来から守られてきた宮古島の景観は、市民が生活の中でつくりあげてきたものに他ならず、集落環境の維持・向上や全市的な緑化促進等の景観形成の取り組みは、市民力の高まりが基本となります。また、景観まちづくりは、景観という宮古の財産を維持、高揚していくものであり、我々市民生活にも直接影響してくるものです。このため、市民一人一人が身近な景観に興味を持ち、各人の景観への取り組みが広がることを基本においた、市民が主役である、市民、事業者、行政が連携した景観まちづくりを推進します。

(2) 理念の展開方向

基本理念を達成するために、市民、事業者、行政誰もが心がけて実行すべきことながら展開方向として示します。

① 島を囲む海岸・海域の保全



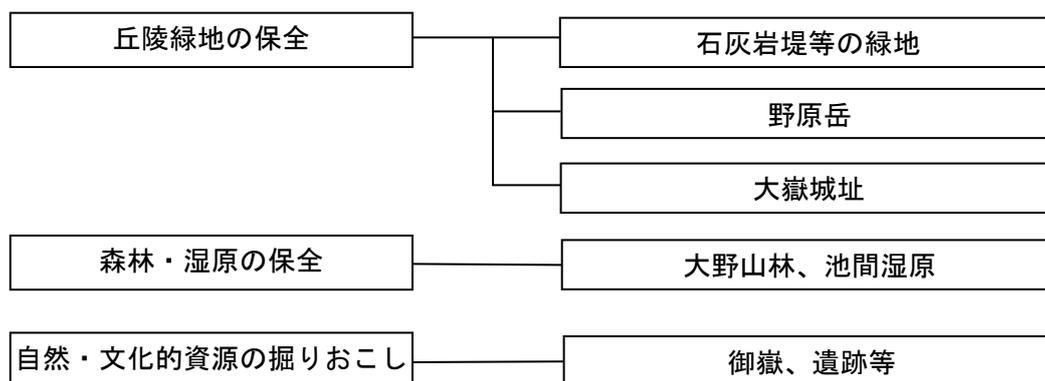
a. 自然と人工物が調和した海岸部の景観形成

- ・ 島の海岸部には、東平安名崎や与那覇湾、佐和田湾等のように多彩な景観が残されています。このため、海岸部に係る開発行為、施設整備にあたっては、その景観の保全に配慮します。
- ・ エコアイランド推進にあたり、今後風力発電の増設も想定されます。このため、その増設にあたっては、海岸部景観に配慮します。
- ・ 地域の交流の促進にあたっては、リゾートホテル等の宿泊機能の強化が必須です。観光客を呼び込むためには、当然、地形条件を生かした施設立地となりますが、そのときにも海岸部景観との調和に配慮します。

b. 美しい渚・海域部の保全

- ・ 離水サンゴの自然海岸や自然度の高い海岸植生、ウミガメの産卵が見られる砂浜、サンゴ礁の広がる海域等は、景観形成の観点と生態系の観点からその保全を図ります。

② 特徴的な緑地・地形の保全



a. 丘陵緑地の保全

- 石灰岩堤等の丘陵緑地は、島の成り立ちを表す骨格の緑であり、重要な景観要素であることから、その保全を図ります。
- 野原岳は、貴重な動植物の生息地であり、地下ダムの涵養地であり、生態系や市民生活維持の観点、及び遠くから見える景観ポイントの観点から、積極的な保全を図ります。
- 大嶽城址は、地域の歴史を紐解く貴重な史跡、御嶽等の空間であり、その歴史的な価値を後世に伝え、また交流にも活用するため、景観づくりを図ります。

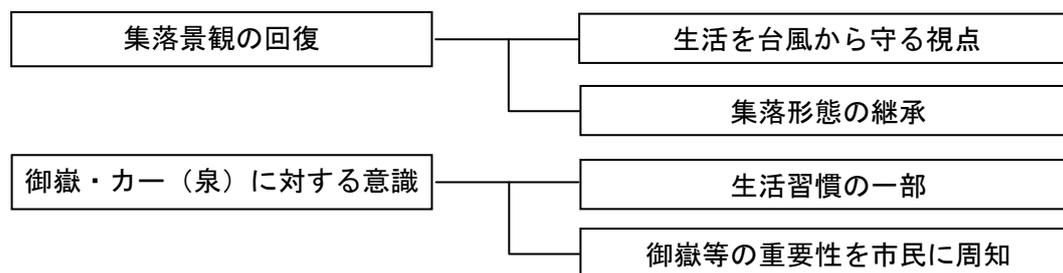
b. 貴重な森林・湿原の保全

- 大野山林は、原生林が残り、貴重な動植物の生息地です。池間湿原は、希少動植物の生息地であるほか、渡り鳥の飛来地です。このため、生態系維持と緑地保全の観点に配慮する中で、貴重な森林・湿原の保全を図ります。

c. 資源の掘り起こしによる緑の質の充実

- 御嶽、遺跡等は、宮古島市の自然・文化的資源であり、宮古島を語る貴重な財産のひとつです。従って、その掘り起こしを図るとともに、観光交流の振興、産業の振興、生活環境の整備においても、その空間の保全に対して最大限の配慮を図ります。

③ 生活を伝える集落の継承



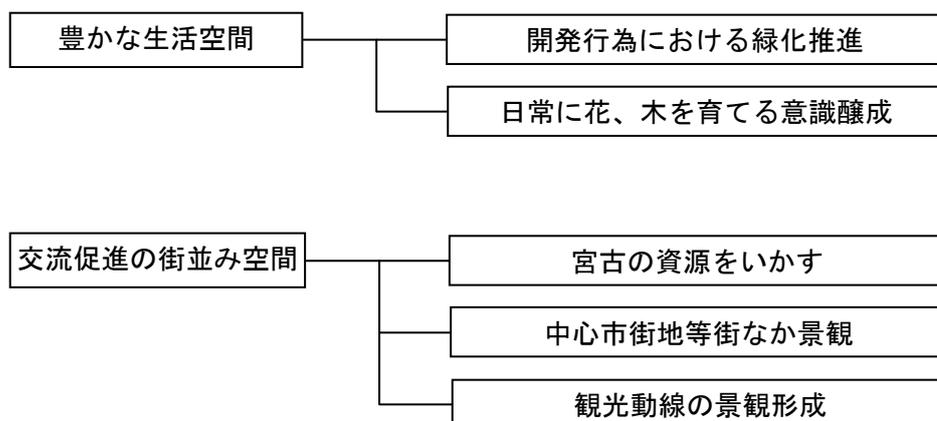
a. 安全な暮らしを伝える集落景観の回復

- 宮古は台風の常襲エリアであり、その中で生活するための防災的な視点から、海岸付近の集落や農地では防風林・防潮林が生活に溶け込んでいます。
- また集落の路地の配置形態は台風配慮し、被害を軽減する工夫がなされていると考えられます。
- 生活の知恵から形成され、引き継がれてきた集落の形態は、生きる上で必須の装置であり、その継承を図ります。また、それが集落景観の保全・再生に繋がります。

b. 御嶽に対する市民意識の醸成

- 御嶽は、古くから島民の生活と密接に結びついたものであり、宮古の伝統的な生活習慣の一部として位置づけられていたものです。
- 宮古の生活スタイルを後世に残すためには、生活習慣を形作ってきた御嶽等も後世に残していくことが重要であり、市民意識の中に御嶽の歴史的・民俗的な重要性を周知します。

④ 景観づくりによるまちのグレードアップ



a. 花・木の育成による豊かな生活空間づくり

- 宮古島市では、まちづくりの目標のひとつとして、定住の促進を掲げています。定住を促進する上では、質の高い生活環境の形成も重要となります。宮古島市では、土地改良事業、開発行為等の進展により、緑地量は減少してきています。また住宅市街地や集落等の生活空間における花や木は、景観形成面のほか、精神的にも人々を豊かにすると思われれます。このため、開発行為に当たっての緑化推進のほか、市民一人ひとりが日常生活の中で、花や木を育てると意識の高揚に努めます。

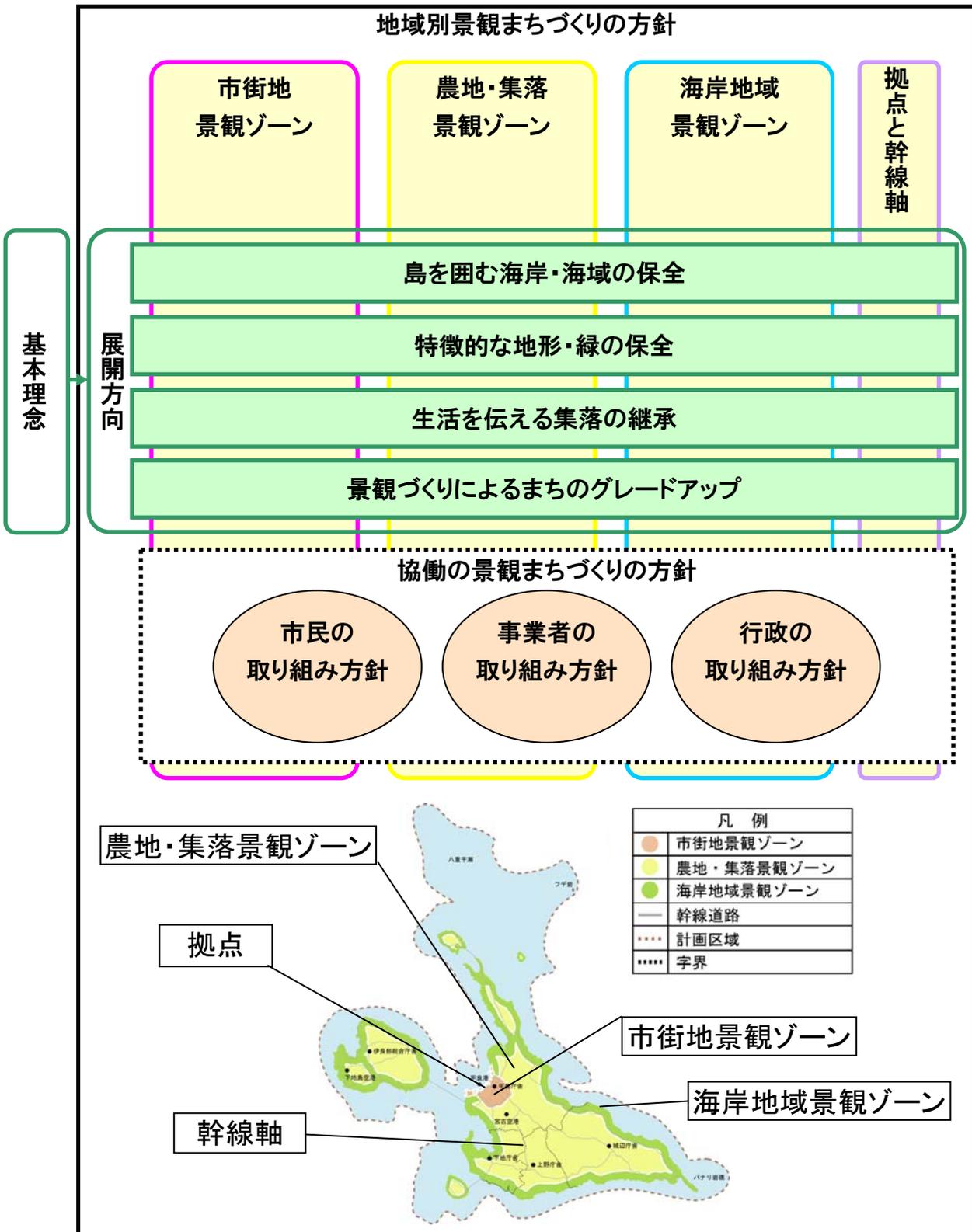
b. 交流促進に資する街並み空間づくり

- 宮古島市では、まちづくりの目標のひとつとして、交流の促進を掲げています。交流促進のための景観づくりにおいては、宮古島ならではの景を前面に打ち出し、来訪者に宮古島を視覚から印象付ける景観づくりを目指します。そのため、観光客が訪れる観光拠点、観光動線における景観形成を図ります。
- これまで述べてきた宮古の資源を生かした景観づくりとともに、中心市街地等の街なかの景観形成を図ります。
- また観光動線（幹線道路等）からの眺めは特に観光客に宮古を印象付けるものであり、道路空間の景観形成のほか、その沿道景観づくりにも配慮します。

3-3 良好な景観形成に関する方針（法第8条第2項2号）

(1) 地域の設定

景観形成方針は、ゾーン、拠点等で区分する地域別の方針、及び市民・事業者・行政等の主体別の方針で構成します。これらは、多層構造となるため、重なり合う部分は、それぞれの方針に配慮して取り組みます。



① 市街地景観ゾーン

- ・ 平良地区の用途地域の範囲とします。

② 農地・集落景観ゾーン

- ・ 市域のうち、市街地景観ゾーンと海岸地域景観ゾーンを除く範囲とします。

③ 海岸地域景観ゾーン

- ・ 海岸地域景観ゾーンの陸域の範囲は、「宮古島市自然環境保全条例」第8条の「自然環境保全地域」に準じて、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第3項に規定する満潮時の水際線から100mの範囲の陸域とします(宮古島市自然環境保全条例においては、同意が得られてないため、実際には自然環境保全地域は指定されていない)。ただし、「市街地景観ゾーン」、「集落地」及び「宮古島を印象づける拠点景観の範囲」は除きます。
- ・ 海岸地域景観ゾーンの海域部の範囲は、同水際線から景観計画区域までとします。

④ 拠点景観・幹線軸景観ゾーン

a. 歴史・文化を象徴する拠点景観

- ・ 沖縄県屋外広告物条例においては、「広告物又は広告物を掲出する物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがないものでなければならぬ」とし、文化財保護法による重要文化財(建造物に限る)、「沖縄県文化財保護条例」による有形文化財(建造物に限る)又は民有資料(建造物に限る)の敷地から50m以内の地域を、禁止地域に指定しています。
- ・ 本景観計画においても、歴史・文化を象徴する拠点景観の範囲は、周辺と一体的に景観まちづくりを行う範囲として、その敷地から50mの範囲とします。

b. 宮古島を印象づける拠点景観

- ・ 平良港、宮古空港、下地島空港の範囲とします。

c. 市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観

- ・ 幹線軸の対象路線は、国道390号、県道78号線、同83号線(一部池間大橋)、同90号線、同190号線(一部、下里通り、市場通り)、同204号線、同230号線、同243号線、西里通り、来間大橋、伊良部大橋(建設中)、その他図に示す幹線軸に位置づけられている市道とします。
- ・ 沖縄県の都市計画の幹線道路沿道の用途地域指定の基準に、「道路端から25m又は50mの幅」というものがあります。これは、幹線道路の沿道土地利用がされる範囲としての一定の基準です。本景観計画においては、幹線軸沿道の景観まちづくりの範囲として、都市計画の考えに準じ、大都市のように大きな土地利用が発生しにくい一般的な「道路端から25m」とします。
- ・ すなわち、幹線軸景観の範囲は、幹線軸に指定された道路の区域及び道路端から25mの範囲とします。

(2) 地域別景観まちづくり方針

① 市街地景観ゾーン

a. 港から広がる中心商業・業務地景観

- ・ 通りから発展してきた旧来のまちの賑わい、雰囲気を継承し、通り毎にテーマ性を持つ、歩いて楽しい中心商業・業務地景観づくりを進めます。

b. 緑豊かで歴史・文化性に配慮した住宅地景観

- ・ 台風・干ばつ・強い日差し等、厳しい自然環境や長く培われた歴史・文化の中から生まれた暮らしの知恵を体現化し、その価値を高める緑豊かで統一感のある住宅地景観づくりを進めます。

② 農地・集落景観ゾーン

a. 自然、農業環境と調和した農住地景観

- ・ 自然の骨格となる緑の稜線や、暮らしを支える農地を守り、生かすことで、新たな暮らしの個性を育む農住景観づくりを進めます。

b. 歴史・文化性に配慮した集落地景観

- ・ 御嶽を中心とした血縁的、地縁的結びつきを大切にし、各ムラの独自の風土や長く培われた歴史・文化を伝える集落地景観づくりを進めます。

c. 面的に管理の行き届いた農地景観

- ・ 自然環境や地下水を守りながら暮らしの安全確保に配慮し、広大でまとまりのあるさとうきび畑を活かした面的に管理の行き届いた農地景観づくりを進めます。

③ 海岸地域景観ゾーン

a. 琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観

- ・ 島の成り立ちの中でつくられた壮大な海岸部や入り江等の地形、そしてそこでの植生や動物相を生かしつつ、リゾート空間も自然景観に溶け込むよう、琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観づくりを進めます。
- ・ さんご礁の広がる海域部については、生態系と景観形成の両面から、その保全を図り、宮古の象徴的な青い海域景観を守ります。

④ 拠点景観・幹線軸景観ゾーン

a. 歴史・文化を象徴する拠点景観

- 宮古島市内に点在する、石畳や石垣、門、御嶽等の文化財等は、後世に継承する歴史・文化的景観です。これら文化財等は、そのものの保全や活用はもちろんのこと、拠点景観として周辺と一体的に景観づくりを進めます。

b. 宮古島を印象づける拠点景観

- 多くの人が集い利用する施設は、宮古をイメージする拠点として捉えることができます。このため、そのような拠点では、それぞれが持つ個性を活かしつつ、周辺の街並みを壊さないよう配慮し、宮古のイメージアップが図られるような景観づくりを進めます。

c. 市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観

- 市民や観光客等が移動の際に目にする道路景観は、まちの景観として大きく印象づけられるものです。このため、道路そのものの美しさに磨きをかけるとともに、車窓風景等について、周辺の自然環境との調和に配慮した景観づくりを進めます。

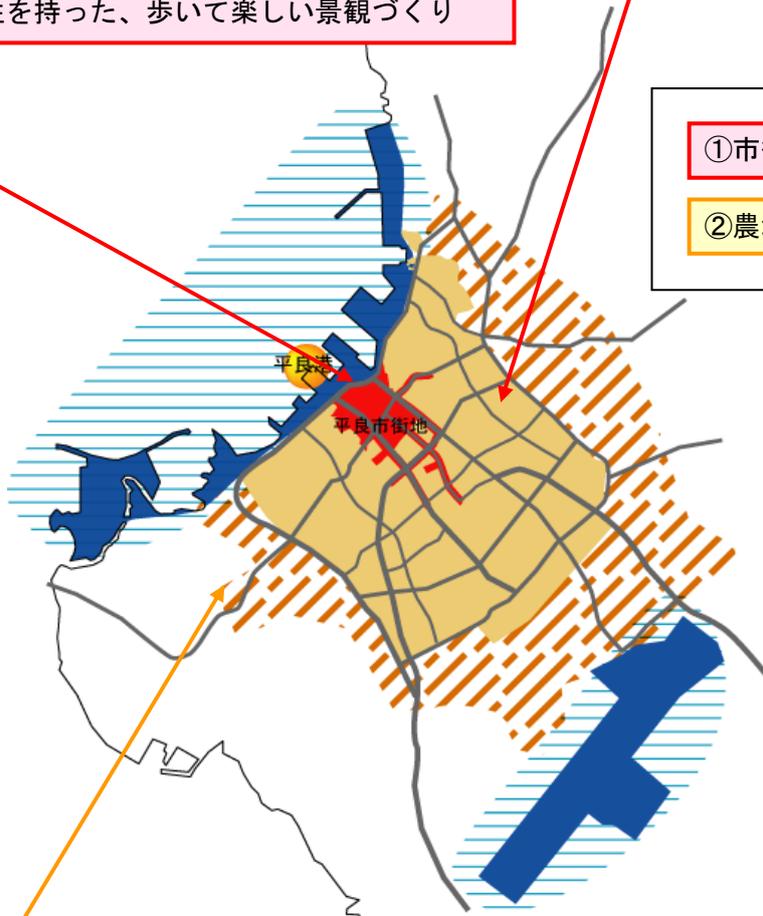
【地域別景観まちづくり方針図-市街地景観ゾーン拡大図】

【①-b. 緑豊かで歴史・文化性に配慮した統一感のある住宅地景観】

- ・暮らしの知恵を体現化し、その価値を高める景観づくり
- ・緑豊かな統一感のある景観づくり

【①-a. 港から広がる中心商業・業務地景観】

- ・旧来のまちの賑わい、雰囲気を継承する景観づくり
- ・通り毎にテーマ性を持った、歩いて楽しい景観づくり



①市街地景観ゾーン

②農地・集落景観ゾーン

凡 例

	宮古を印象づける拠点景観
	港から広がる中心商業・業務地景観
	緑豊かで歴史・文化性に配慮した統一感のある住宅地景観
	自然、農業環境と調和した農住地景観
	市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観

【②-a. 自然、農業環境と調和した農住地景観】

- ・自然環境や農地環境を生かした景観づくり
- ・新たな暮らしの個性を育む景観づくり

【地域別景観まちづくり方針図-市域全体図】



(3) 協働の景観まちづくり方針

景観まちづくりは、むしろ市民や事業者の活動や建築・開発（抑制も含む）によるものが大半で、市民や事業者における景観まちづくりへの理解と協力が特に重要になります。このように、景観まちづくりを推進するためには、行政はもとより、市民、事業者が協働で進めていきます。

① 市民のまちづくり方針

方針1 宮古の歴史・風土・自然を大切にし、次代に継承していきます

・祭事の継承、御嶽等の清掃活動、海岸・海域における環境ボランティア活動等

方針2 地域の花・木をつくり育て、緑景観づくりに取り組みます

・建物、敷地の緑化、自治会、NPO等による緑化活動推進

方針3 行政の協力の下、住民主体の街並みづくりに取り組みます

・地域主体の景観計画の周知、景観地区、地区計画の検討



② 事業者のまちづくり方針

方針1 事業所と周辺地域と一体となった美しい街並みづくりに自ら取り組みます

・建物、敷地の緑化、前面道路の清掃活動等

方針2 土地利用、施設等整備にあたっては、基本理念に即した良好な景観形成に取り組みます

・景観計画の遵守、地域の象徴となる景観づくり、施設・設備等の維持管理等

方針3 地域住民や行政と協働の景観づくりへの積極的な提案に取り組みます

・植林活動、提案・表彰制度等



③ 行政のまちづくり方針

方針1 宮古を象徴する景観の保全・継承に積極的に取り組みます

・文化財指定及びその維持管理、植林活動、都市公園事業、保安林規制等

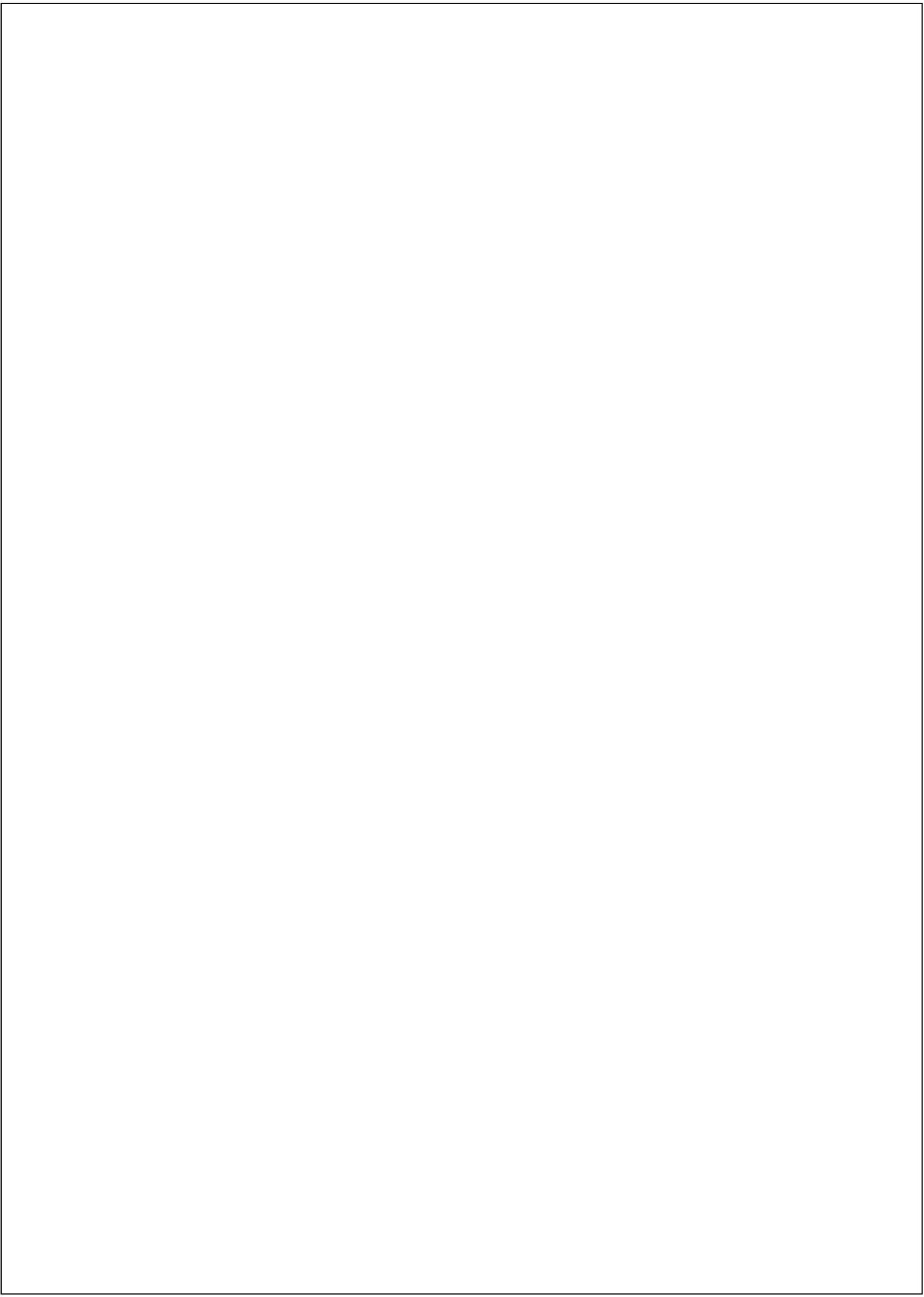
方針2 宮古らしい景観に配慮した公共施設整備・維持管理に取り組みます

・道路、公園、港湾、庁舎、学校、その他公共施設等

方針3 協働の景観まちづくりを促進するしくみづくりに取り組みます

・緑の街角賞、里親制度、美化活動の仕組み、PR活動





第4章 良好な景観形成のための行為の制限等

4-1 良好な景観形成のための行為の制限（法第8条第2項3号）

(1) 市街地景観ゾーン

【基本方針（再掲）】

a. 港から広がる中心商業・業務地景観

- ・ 通りから発展してきた旧来のまちの賑わい、雰囲気を継承し、通り毎にテーマ性を持つ、歩いて楽しい中心商業・業務地景観づくりを進めます。

b. 緑豊かで歴史・文化性に配慮した住宅地景観

- ・ 台風・干ばつ・強い日差し等、厳しい自然環境や長く培われた歴史・文化の中から生まれた暮らしの知恵を体現化し、その価値を高める緑豊かで統一感のある住宅地景観づくりを進めます。

① 建築物及び工作物

1) 届出対象

○建築物

大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合とします。

大規模な建築物とは、延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものとします。

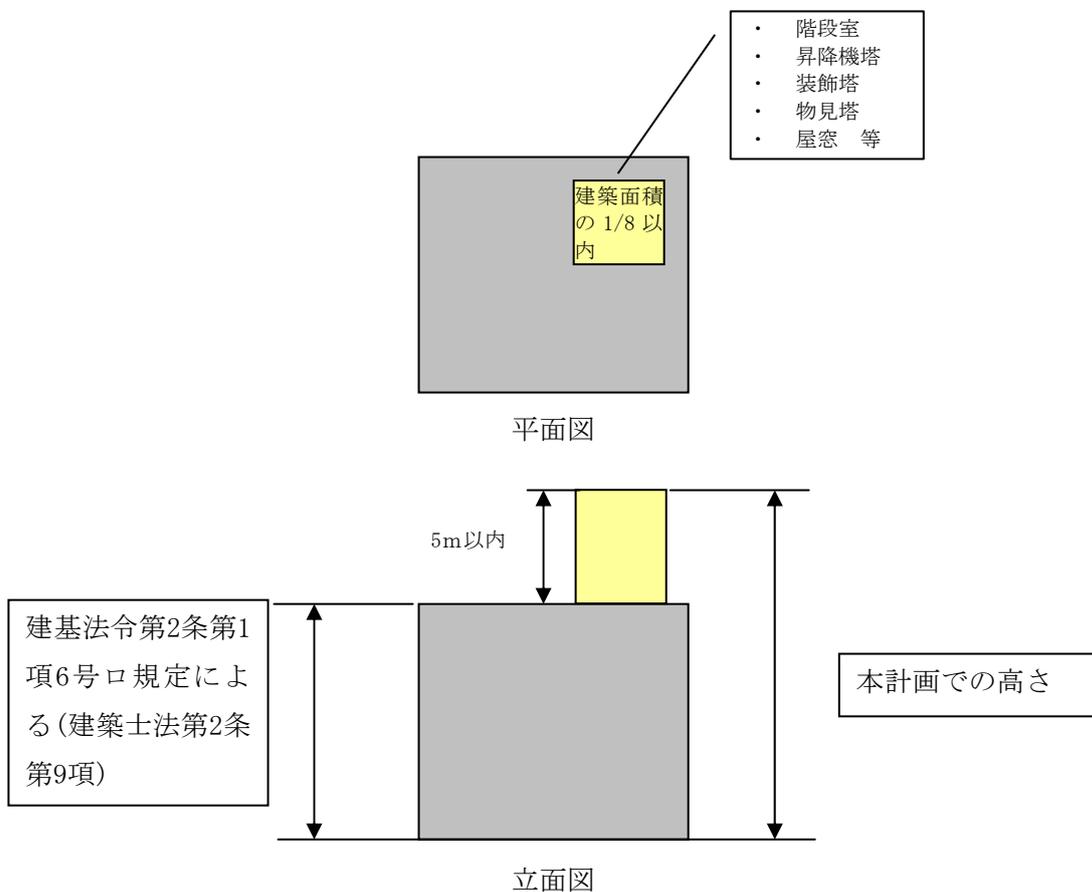
■考え方

「大規模な」としたのは、景観的に個別で目に付くものを対象とする考え方からであります。また、はじめから大多数の建築物を対象に景観誘導を行うことは困難と考え、まずは、大規模な建築物から市域全体の景観を先導していく方針とし、戸建て住宅や戸建て商店等、主に個人が単独で所有する建築物以外を対象としました。

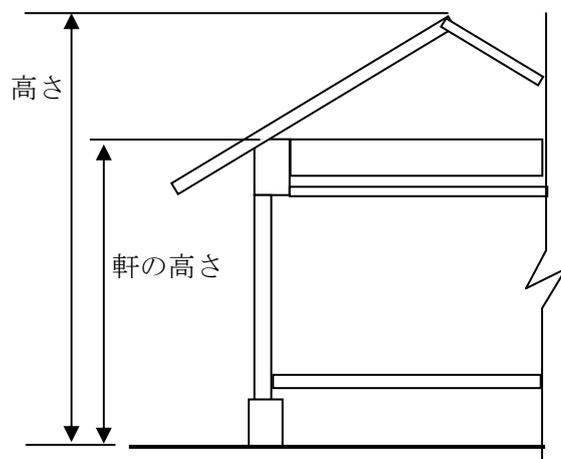
建築士法第3条に準拠し、「1級建築士でなければできない設計または工事監理」の対象となる建築物としました。そのうち本市ではコンクリート造が普及していることから、第3号の規模を採用します。

本計画における高さ

建築基準法で規定されている高さではなく、見え掛りの姿高さとする。



参考一高さ、軒の高さ



○工作物

大規模な工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合とする。

大規模な工作物とは、以下の様によりそれぞれの工作物について規模を設定します。

対象となる工作物の種類	届出対象の規模
(1) よう壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもの	高さが2mを超えるもの
(2) 彫像、記念碑その他これに類するもの (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの（(12)を除く） (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 (9) 自動車車庫の用に供する立体的な施設 (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 (11) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設	高さが13m（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5m又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m）を超えるもの又は築造面積500㎡を超えるもの
(12) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さが20m（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該支持物の高さが15m又は地盤面から当該支持物の上端までの高さが20m）を超えるもの

■考え方

建築物の届出対象の規模に準じます。ただし、よう壁などについては、側面が景観に及ぼす影響が大きいことを考慮し、高さが2mを超えるものとしします。

2) 景観形成基準

	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、市街地のまち並みに圧迫感を与えないよう、道路境界から離れた配置とする。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
形 態 意 匠 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、深い庇、花ブロック等、宮古島市の気候、風土に合い、歴史、文化に培われた、形態、意匠、素材とする。 建築物及び工作物については、環境に配慮した、建築形態、意匠とする。 建築物及び工作物については、まち全体として調和のとれた色彩とする。
緑 化 垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> 「港から広がる中心商業・業務地」について <ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、緑豊かなまち並みとするために、敷地内、壁面、ベランダまたは屋上の緑化を行う。 屋外駐車場については、車路以外での緑化を行う。 よう壁については、緑化を行う。 「緑豊かで歴史・文化性に配慮した統一感のある住宅地」について <ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、まち並みの圧迫感を与えないよう、また緑豊かなまち並みとするために、生垣とするか、塀、柵に緑化を行う。 必要によりブロック塀を設置する場合は、化粧ブロック等とするか、表面の緑化を行う。 よう壁については、緑化を行う。

※高さについては、「拠点景観・幹線軸景観ゾーン」の規程が適用される部分があります。

② 開発行為

1) 届出対象

大規模な開発行為を行う場合とします。ここで対象とする大規模な開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定されている、主として建築物の建築又は特定工作物（都市計画法第4条第11項）の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のうち、500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくはよう壁を生ずるものとしします。

■考え方

都市計画法における本市の開発許可の対象面積は、都市計画区域内は3,000㎡以上、伊良部地域は現在都市計画区域外で10,000㎡以上です。しかし、景観上影響を与える規模として、これらより、規模の小さいものから届出対象とします。

「宮古島市自然環境保全条例」第8条において、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第3項に規定する満潮時の水際線から100メートル以内の陸域を基本的に「自然環境保全地域」としており、この区域内では500㎡以上の一団の開発行為が届出対象となっています。この規模は、自然環境保全のためには許可対象とする必要がある規模であり、それは自然環境のみならず景観にも影響のある規模と考えます。したがって、この規模を景観形成区域全域にわたり届出対象とします。

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">● 周辺の景観と調和するよう、地形を生かした造成とするものとし、以下の事項のほか、全体的に緑化を行うものとする。● のり面、よう壁の緑化を行う。● 屋外駐車場については、車路以外での緑化を行う。● 現況の樹木を生かして緑化する。

(2) 農地・集落景観ゾーン

【基本方針（再掲）】

a. 自然、農業環境と調和した農住地景観

- ・ 自然の骨格となる緑の稜線や、暮らしを支える農地を守り、生かすことで、新たな暮らしの個性を育む農住景観づくりを進めます。

b. 歴史・文化性に配慮した集落地景観

- ・ 御嶽を中心とした血縁的、地縁的結びつきを大切にし、各ムラの独自の風土や長く培われた歴史・文化を伝える集落地景観づくりを進めます。

c. 面的に管理の行き届いた農地景観

- ・ 自然環境や地下水を守りながら暮らしの安全確保に配慮し、広大でまとまりのあるさとうきび畑を活かした面的に管理の行き届いた農地景観づくりを進めます。

① 建築物及び工作物

1) 届出対象

○建築物

大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合とします。

大規模な建築物とは、延べ面積が300㎡又は高さが10mを超えるものとします。

■考え方

市街地景観ゾーンに対し、届出対象とする建築物の高さを低くします。これは、景観形成基準の高さの基準を考慮して設定しました。

○工作物

市街地景観ゾーンと同じとします。

2) 景観形成基準

	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、住宅地や集落地のまち並みに圧迫感を与えないよう、道路境界から離れた配置とする。 建築物及び工作物については、「海岸地域景観ゾーン」、「眺望点」及び「船の航路」から見て、稜線や海岸線を連続して分断しないような配置とする。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、良好な農地景観の広がり、低い地形の中での良好な稜線、美しい海への眺望、海からみた島の眺望等を阻害しないよう、高さを12m以下とする。 ただし、敷地内や建築物を緑化するとともに、以下の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> 良好な農地景観と調和し、または、眺望を妨げないよう配置、形態、意匠の工夫がされている場合。 「自然、農業環境と調和した農住地景観」のエリア（平良市街地の周辺部）、「幹線軸ゾーン」については、周辺の土地利用との整合性が図れていること。 工作物についても建築物の高さの規準にしたがうが、その工作物の機能、目的において規準を超えた高さが必要な場合は、この高さの規定は適用しない。
形 態 意 匠 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、深い庇、花ブロック等、宮古島市の気候、風土に合い、歴史、文化に培われた、形態、意匠、素材とする。 建築物及び工作物については、環境に配慮した、建築形態、意匠とする。 建築物及び工作物については、周辺の農地、森林、晴れた空の色、海の色と調和の取れた色彩とする。
緑 化 垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、緑豊かなまち並みとし、また、周辺の農地と調和するよう、生垣とするか、塀、柵に緑化を行う。 必要によりブロック塀を設置する場合は、化粧ブロック等とするか、表面の緑化を行う。 よう壁については、緑化を行う。 高さの規定を超える大規模な工作物については、周辺から極力目立たなくするために、工作物の周辺には、中・高木を連続して植樹して囲う。

② 開発行為

1) 届出対象

市街地景観ゾーンと同じとします。

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none">● 周辺の景観と調和するよう、地形を生かした造成とするものとし、以下の事項のほか、全体的に緑化を行うものとする。● のり面、よう壁の緑化を行う。● 屋外駐車場については、車路以外での緑化を行う。● 現況の樹木を生かして緑化する。

(3) 海岸地域景観ゾーン

【基本方針（再掲）】

a. 琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観

- 島の成り立ちの中でつくられた壮大な海岸部や入り江等の地形、そしてそこでの植生や動物相を生かしつつ、リゾート空間も自然景観に溶け込むよう、琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観づくりを進めます。
- さんご礁の広がる海域部については、生態系と景観形成の両面から、その保全を図り、宮古の象徴的な青い海域景観を守ります。

① 建築物及び工作物

1) 届出対象

○建築物

全ての建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合とします。

■考え方

届出対象とする建築物の規模は設定しません。これは、景観形成基準でより低い高さの基準を考慮したものです。

○工作物

市街地景観ゾーンと同じとします。

2) 景観形成基準

	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、海岸地域景観ゾーン」、「眺望点」及び「船の航路」から見て、稜線や海岸線を連続して分断しないような配置とする。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、美しい海への眺望、海からみた島の眺望等を阻害しないよう、高さを7m以下とする。 ただし、敷地内や建築物を緑化するとともに、以下の場合はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> 良好な海岸景観と調和し、または、眺望を妨げないよう配置、形態、意匠の工夫がされている場合。 一体的な開発において、十分な緑地を確保しつつ、全体として景観に優れたものである場合。 工作物についても建築物の高さの規準にしたがうが、その工作物の機能、目的において規準を超えた高さが必要な場合は、この高さの規定は適用しない。
形 態 意 匠 色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、深い庇、花ブロック等、宮古島市の気候、風土に合い、歴史、文化に培われた、形態、意匠、素材とする。 建築物及び工作物については、環境に配慮した、建築形態、意匠とする。 建築物及び工作物については、周辺の農地、森林、晴れた空の色、海の色と調和の取れた色彩とする。
緑 化 垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、緑豊かなまち並みとし、また、周辺の農地と調和するよう、生垣とするか、塀、柵に緑化を行う。 必要によりブロック塀を設置する場合は、化粧ブロック等とするか、表面の緑化を行う。 よう壁については、緑化を行う。 高さの規定を超える大規模な工作物については、周辺から極力目立たなくするために、工作物の周辺には、中・高木を連続して植樹して囲う。

② 開発行為

1) 届出対象

市街地景観ゾーンと同じとします。

2) 景観形成基準

景観形成基準
<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するよう、地形を生かした造成とするものとし、以下の事項のほか、全体的に緑化を行うものとする。 のり面、よう壁の緑化を行う。 屋外駐車場については、車路以外での緑化を行う。 現況の樹木を生かして緑化を行う。

(4) 拠点景観・幹線軸景観ゾーン

【基本方針（再掲）】

a. 歴史・文化を象徴する拠点景観

- ・ 宮古島市内に点在する、石畳や石垣、門、御嶽等の文化財等は、後世に継承する歴史・文化的景観である。これら文化財等は、そのものの保全や活用はもちろんのこと、拠点景観として周辺と一体的に景観づくりを進めます。

b. 宮古島を印象づける拠点景観

- ・ 多くの人が集い利用する施設は、宮古をイメージする拠点として捉えることができます。このため、そのような拠点では、それぞれが持つ個性を活かしつつ、周辺の街並みを壊さないよう配慮し、宮古のイメージアップが図られるような景観づくりを進めます。

c. 市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観

- ・ 市民や観光客等が移動の際に目にする道路景観は、まちの景観として大きく印象づけられるものです。このため、道路そのものの美しさに磨きをかけるとともに、車窓風景等について、周辺の自然環境との調和に配慮した景観づくりを進めます。

① 建築物及び工作物

1) 届出対象

○建築物

大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行う場合とします。ただし、「市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観」については、重複するゾーンの届出対象とします。

「歴史・文化を象徴する拠点景観」の範囲については、大規模な建築物とは、延べ面積が300㎡又は高さが10mを超えるものとします。

「宮古島を印象づける拠点景観」については、大規模な建築物とは、延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるものとします。

■考え方

市街地景観ゾーンに対し、「歴史・文化を象徴する拠点景観」の範囲については、届出対象とする建築物の高さを低くします。これは、景観形成基準の高さの基準を考慮して設定しました。

○工作物

市街地景観ゾーンと同じとします。

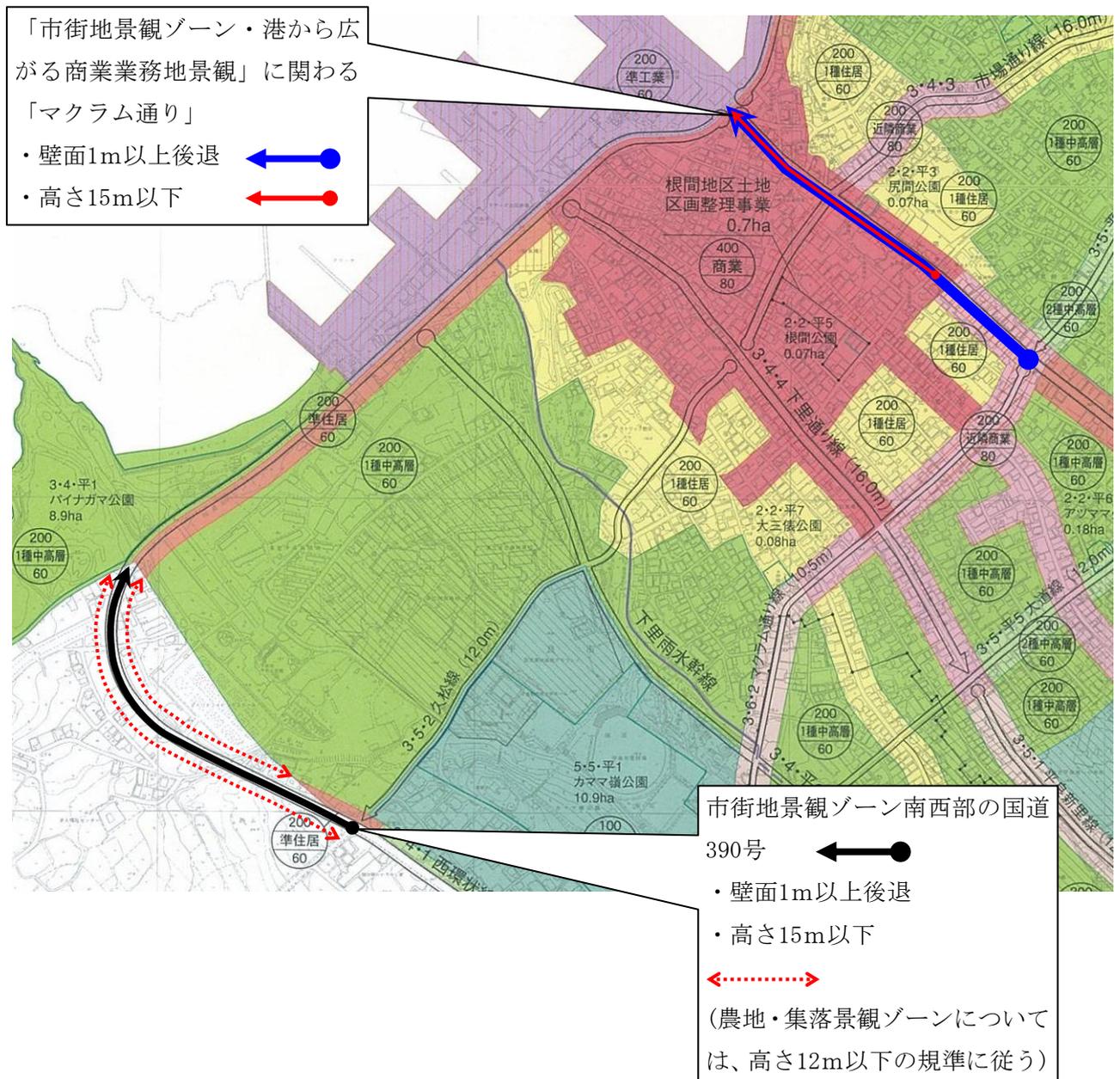
2) 景観形成基準

	景観形成基準
位 置	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史・文化を象徴する拠点」について 建築物及び工作物については、文化財の区域から周辺を見た場合、圧迫感を与えないような配置とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 「幹線軸景観ゾーン」のうち、「市街地景観ゾーン・港から広がる商業業務地景観」に関わる「マクラム通り」及び「市街地景観ゾーン南西部の国道390号」について（次ページに位置を示す） 建築物及び工作物については、海や港への眺望を確保するため、道路境界から壁面の位置を1m以上後退させる。
	<ul style="list-style-type: none"> 宮古空港、下地空港については、「農地・集落景観ゾーン」の基準にしたがう。
	<ul style="list-style-type: none"> 平良港については、「市街地景観ゾーン」の基準にしたがう。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史・文化を象徴する拠点」について 建築物については、文化財の区域から周辺を見た場合、圧迫感を与えないよう、建築物の高さを12m以下とする。 ただし、敷地内や建築物を緑化するとともに、文化財等の景観と調和した配置、形態、意匠の工夫がされている場合はこの限りでない。
	<ul style="list-style-type: none"> 「幹線軸景観ゾーン」のうち、「市街地景観ゾーン・港から広がる商業業務地景観」に関わる「マクラム通り」及び「市街地景観ゾーン南西部の国道390号」について（次ページに位置を示す） 海や港への眺望を確保するため、建築物の高さは15m以下とする。 ただし、道路境界から1m以上壁面後退等をする場合は、壁面後退した距離から1mを差し引いた分だけ、高さ15mに上乗せすることができる。
	<ul style="list-style-type: none"> 工作物についても建築物の高さの規準にしたがうが、その工作物の機能、目的において規準を超えた高さが必要な場合は、この高さの規定は適用しない。
形 態 意 色	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史・文化を象徴する拠点」について 建築物及び工作物については、深い庇、花ブロック等、宮古島市の気候、風土に合い、歴史、文化に培われた、形態、意匠、素材とする。 建築物及び工作物については、環境に配慮した、建築形態、意匠とする。 建築物及び工作物については、歴史・文化遺産と調和の取れた、落ち着いた色彩とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 「宮古島を印象づける拠点」について 建築物及び工作物については、宮古島市の気候、風土に合い、歴史、文化に培われた、宮古の景観を印象づける象徴的な形態、意匠、素材とする。 建築物及び工作物については、環境に配慮した、形態、意匠とする。 建築物及び工作物については、周辺と調和の取れた色彩とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 「市民、観光客の利用を意識した幹線軸」について 建築物及び工作物については、幹線軸が通る「市街地景観ゾーン」「農地集落景観ゾーン」「海岸地域景観ゾーン」それぞれのゾーンの基準にしたがう。
緑 化 垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史・文化を象徴する拠点」について 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、歴史・文化遺産と自然的な調和をするよう、生垣とするか、塀、柵に緑化を行う。 必要によりブロック塀を設置する場合は、化粧ブロック等とするか、表面の緑化を行う。

緑化 垣・柵・堀	<ul style="list-style-type: none"> 「宮古島を印象づける拠点」「幹線軸」 建築物及び工作物について、緑豊かな宮古の景観を印象づけるため、敷地内、壁面、ベランダまたは屋上の緑化を行う。 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、拠点、幹線軸がある「市街地景観ゾーン」「農地集落景観ゾーン」「海岸地域景観ゾーン」それぞれのゾーンの基準にしたがう。
	<ul style="list-style-type: none"> 屋外駐車場については、車路以外での緑化を行う。 よう壁の緑化を行う。

■海への眺望を確保するために壁面後退、建築物の高さ規制する範囲

「幹線軸景観ゾーン」のうち、「市街地景観ゾーン・港から広がる商業業務地景観」に関わる「マクラム通り」及び「市街地景観ゾーン南西部の国道390号」



(5) 良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為について

景観法第16条第1項第4号の規定により、良好な景観形成に支障を及ぼすおそれのある行為について、届出対象を条例で定めることができます。

本景観計画においては、景観計画区域全体について、以下の行為について規準を定める。

行 為	届出対象	景観形成基準
土地の開墾・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくはよう壁を生ずるもの	<ul style="list-style-type: none"> 海岸地域景観ゾーン」、「眺望点」及び「船の航路」から見える位置では、極力、土石の採取、鉱物の掘採を行わないようにする。 土石の採取、鉱物の掘採の途中は、周辺から容易に見えないよう、遮蔽を行う。 遮蔽については、植栽を基本とするが、柵や塀で行う場合においては、緑化を行う。 「海岸地域景観ゾーン」、「眺望点」及び「船の航路」から見える位置での、土石の採取、鉱物の掘採の跡地では、全体を植栽により緑化を行う。 それ以外の位置での、土石の採取、鉱物の掘採の跡地では、全体を植栽により緑化を行うか、あるいは、周辺から容易に見えないように植栽により遮蔽を行う。 上記のほか、土地の開墾、その他の土地の形質の変更については、開発行為の基準にしたがう。
木竹の伐採	土地の面積が500㎡を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 「眺望点」及び「船の航路」から見える位置での行為については、原則行えないものとする。
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	堆積の高さ5m又はその部分の面積が500㎡を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 周辺から容易に見えないようにするため、堆積位置に配慮するか、または、遮蔽を行う。 遮蔽については、植栽を基本とするが、柵や塀で行う場合においては、緑化を行う。 堆積については、整然とし、また、低く分散するなど、中景、遠景で目立たないように工夫する。

参考－沖縄県漁業規則第33条において、サンゴは採取できないこととなっています。

沖縄県漁業規則

第33条

2 かめ類が放産した卵及び造礁さんご類（刺胞動物のうち、いしさんご目、あなさんごもどき目、やぎ目、くださんご科及びあおさんご目をいう。）は、これを採捕してはならない。

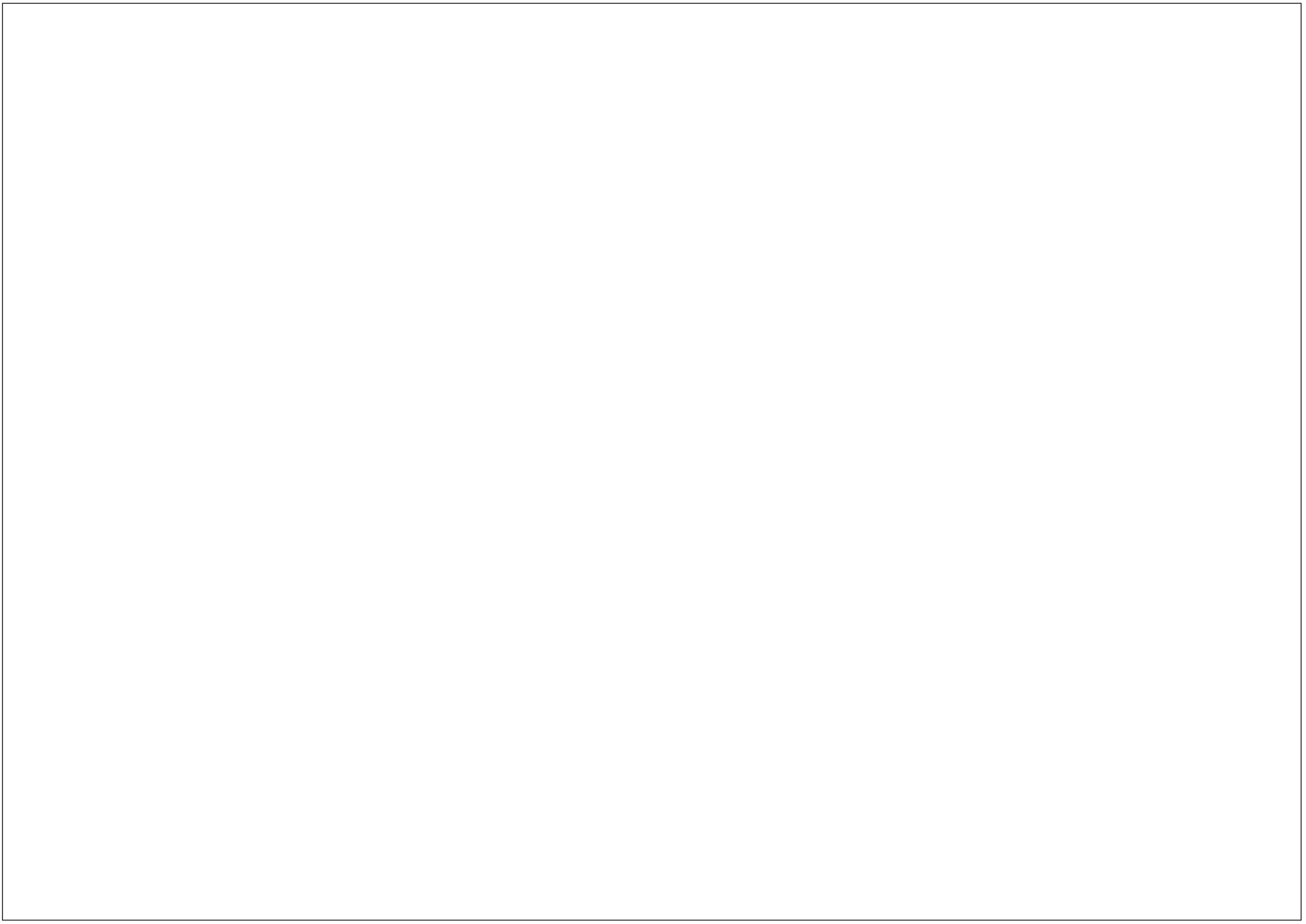
◆届出対象行為・規模の一覧表

項目		届出対象									
		行為の内容	規模								
			市街地景観ゾーン		農地・集落景観ゾーン			海岸地域景観ゾーン	拠点景観・幹線軸景観ゾーン		
a.港から広がる中心商業・業務地景観	b.緑豊かで歴史・文化性に配慮した統一感のある住宅地景観	a.自然、農業環境と調和した農住景観	b.歴史・文化性に配慮した集落地景観	c.面的に管理の行き届いた農地景観	a.琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観	a.歴史・文化を象徴する拠点景観	b.宮古島を印象付ける拠点景観	c.市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観			
景観法第16条第1項第1～3号	建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・延べ面積が300㎡、高さが13m又は軒の高さが9mを超えるもの		・延べ面積が300㎡又は高さが10mを超えるもの			・すべての建築物	・農地・集落景観ゾーンと同じ	・市街地景観ゾーンと同じ	・重複するゾーンにしたがう
	工作物	工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) よう壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀その他これらに類するもの・・・高さが2mを超えるもの (2) 彫像、記念碑その他これに類するもの (3) 煙突、排気塔その他これらに類するもの (4) 鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの（(12)を除く） (5) 電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (6) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの (7) 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 (8) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 (9) 自動車車庫の用に供する立体的な施設 (10) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設 (11) 污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設 (12) 電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む）その他これらに類するもの ・・・・高さが20m（電線路又は空中線の支持物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該支持物の高さが15m又は地盤面から当該支持物の上端までの高さが20m）を超えるもの								
	開発行為	建築物等の建築を目的とする開発行為（土地の区画形質の変更）									
	（条例による規程） 景観法第16条第1項第4号	土地の開墾・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	土地の開墾・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（上記以外の開発行為を含む）	・土地の面積が500㎡を超えるもの又は高さが5mかつ長さが10mを超えるのり面若しくはよう壁を生ずるもの							
木竹の伐採		木竹の伐採	・土地の面積が500㎡を超えるもの								
土砂・廃棄物等の堆積		屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・堆積の高さ5m又はその部分の土地の面積500㎡を超えるもの								

◆建築物、工作物の景観形成基準－「位置」「高さ」

項目	景観形成基準								
	市街地景観ゾーン		農地・集落景観ゾーン			海岸地域景観ゾーン	拠点景観・幹線軸景観ゾーン		
	a.港から広がる中心商業・業務地景観	b.緑豊かで歴史・文化性に配慮した統一感のある住宅地景観	a.自然、農業環境と調和した農住景観	b.歴史・文化性に配慮した集落地景観	c.面的に管理の行き届いた農地景観	a.琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観	a.歴史・文化を象徴する拠点景観	b.宮古島を印象付ける拠点景観	c.市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観
位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、市街地のまち並みに圧迫感を与えないよう、道路境界から離れた配置とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、住宅地や集落地のまち並みに圧迫感を与えないよう、道路境界から離れた配置とする。 建築物及び工作物については、「海岸地域景観ゾーン」、「眺望点」及び「船の航路」から見て、稜線や海岸線を連続して分断しないような配置とする。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、「眺望点」及び「船の航路」から見て、稜線や海岸線を連続して分断しないような配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、文化財の区域から周辺を見た場合、圧迫感を与えないような配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 宮古空港、下地島空港については、「農地・集落景観ゾーン」の基準にしたがう。 平良港については、「市街地景観ゾーン」の基準にしたがう。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、「市街地景観ゾーン・港から広がる商業業務地景観」に関わる「マクラム通り」及び「市街地景観ゾーン」の国道390号の一部については、海や港への眺望を確保するため、道路境界から壁面の位置を1m以上後退させる。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 		<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、良好な農地景観の広がり、低い地形の中での良好な稜線、美しい海への眺望、海からみた島の眺望等を阻害しないよう、高さを12m以下とする。 ただし、敷地内や建築物を緑化するとともに、以下の場合はこの限りでない。 良好な農地景観と調和し、または、眺望を妨げないよう配置、形態、意匠の工夫がされている場合。 「自然、農業環境と調和した農住地景観」のエリア（平良市街地の周辺部）、「幹線軸ゾーン」については、周辺の土地利用との整合性が図れていること。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、美しい海への眺望、海からみた島の眺望等を阻害しないよう、高さを7m以下とする。 ただし、敷地内や建築物を緑化するとともに、以下の場合はこの限りでない。 良好な海岸景観と調和し、または、眺望を妨げないよう配置、形態、意匠の工夫がされている場合。 一体的な開発において、十分な緑地を確保しつつ、全体として景観に優れたものである場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、文化財の区域から周辺を見た場合、圧迫感を与えないよう、建築物の高さを12m以下とする。 ただし、敷地内や建築物を緑化するとともに、文化財等の景観と調和した配置、形態、意匠の工夫がされている場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> 「市街地景観ゾーン・港から広がる商業業務地景観」に関わる「マクラム通り」及び「市街地景観ゾーン」国道390号の一部については、海や港への眺望を確保するため、沿道の建築物の高さは15m以下とする。 ただし、道路境界から1m以上壁面後退をする等の場合は、壁面後退した距離から1mを差し引いた分だけ、高さ15mに上乗せすることができる。
			<ul style="list-style-type: none"> 工作物についても建築物の高さの基準にしたがうが、その工作物の機能、目的において規準を超えた高さが必要な場合は、この高さの規定は適用しない。 						<ul style="list-style-type: none"> 工作物についても建築物の高さの基準にしたがうが、その工作物の機能、目的において規準を超えた高さが必要な場合は、この高さの規定は適用しない

※重複するゾーンがある場合はその両方の基準にしたがう。



◆建築物、工作物の景観形成基準—「形態・意匠・色彩」「緑化、垣・柵・塀」

項目	景観形成基準								
	市街地景観ゾーン		農地・集落景観ゾーン			海岸地域景観ゾーン	拠点景観・幹線軸景観ゾーン		
	a.港から広がる中心商業・業務地景観	b.緑豊かで歴史・文化性に配慮した統一感のある住宅地景観	a.自然、農業環境と調和した農住景観	b.歴史・文化性に配慮した集落地景観	c.面的に管理の行き届いた農地景観	a.琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観	a.歴史・文化を象徴する拠点景観	b.宮古島を印象付ける拠点景観	c.市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、深い庇、花ブロック等、宮古島市の気候、風土に合い、歴史、文化に培われた、形態、意匠、素材とする。 建築物及び工作物については、環境に配慮した、建築形態、意匠とする。 		<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、周辺の農地、森林、晴れた空の色、海の色と調和の取れた色彩とする。 			<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、歴史・文化遺産と調和の取れた、落ち着いた色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、宮古島市の気候、風土に合い、歴史、文化に培われた、宮古の景観を印象づける象徴的な形態、意匠、素材とする。 建築物及び工作物については、環境に配慮した、形態、意匠とする。 建築物及び工作物については、周辺と調和の取れた色彩とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物については、幹線軸が通る「市街地景観ゾーン」「農地集落景観ゾーン」「海岸地域景観ゾーン」それぞれのゾーンの基準にしたがう。 	
緑化、垣・柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、緑豊かなまち並みとするために、敷地内、壁面、ベランダまたは屋上の緑化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、まち並みの圧迫感を与えないよう、また緑豊かなまち並みとするために、生垣とするか、塀、柵に緑化を行う。 必要によりブロック塀を設置する場合は、化粧ブロック等とするか、表面の緑化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、緑豊かなまち並みとし、また、周辺の農地と調和するよう、生垣とするか、塀、柵に緑化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、海岸の景観と調和するよう、生垣とするか、塀、柵に緑化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、歴史・文化遺産と自然的な調和をするよう、生垣とするか、塀、柵に緑化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物及び工作物について、緑豊かな宮古の景観を印象づけるため、敷地内、壁面、ベランダまたは屋上の緑化を行う。 建築物及び工作物について、敷地の境界を囲う場合は、拠点、幹線軸がある「市街地景観ゾーン」「農地集落景観ゾーン」「海岸地域景観ゾーン」それぞれのゾーンの基準にしたがう。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 屋外駐車場については、車路以外での緑化を行う。 よう壁については、緑化を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> 高さの規定を超える大規模な工作物については、周辺から極力を目立たなくするために、工作物の周辺には、中・高木を連続して植樹して囲う。 						

※重複するゾーンがある場合はその両方の基準にしたがう。

◆開発行為、その他良好な景観形成に支障を及ぼす恐れのある行為の景観形成基準

項目	景観形成基準—すべてのゾーン共通
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するよう、地形を生かした造成とするものとし、以下の事項のほか、全体的に緑化を行うものとする。 のり面、よう壁の緑化を行う。 屋外駐車場については、車路以外での緑化を行う。 現況の樹木を生かして緑化する。
土地の開墾・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 「海岸地域景観ゾーン」、「眺望点」及び「船の航路」から見える位置では、極力、土石の採取、鉱物の掘採を行わないようにする。 土石の採取、鉱物の掘採の途中は、周辺から容易に見えないよう、遮蔽を行う。 遮蔽については、植栽を基本とするが、柵や塀で行う場合においては、緑化を行う。 「海岸地域景観ゾーン」、「眺望点」及び「船の航路」から見える位置での、土石の採取、鉱物の掘採の跡地では、全体を植栽により緑化を行う。 それ以外の位置での、土石の採取、鉱物の掘採の跡地では、全体を植栽により緑化を行うか、あるいは、周辺から容易に見えないように植栽により遮蔽を行う。 上記のほか、土地の開墾、その他の土地の形質の変更については、開発行為の基準にしたがう。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 「眺望点」及び「船の航路」から見える位置での行為については、原則行えないものとする。
土砂・廃棄物等の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 周辺から容易に見えないようにするため、堆積位置に配慮するか、または、遮蔽を行う。 遮蔽については、植栽を基本とするが、柵や塀で行う場合においては、緑化を行う。 堆積については、整然とし、また、低く分散するなど、中景、遠景で目立たないよう工夫する。



4-2 その他良好な景観形成のために必要なもの（景観法第8条第2項第5号）

(1) 景観重要公共施設

景観拠点である港や、幹線軸に位置づけられた国道、県道、市道については、景観団体である宮古島市とそれぞれの公共施設管理者が連携・調整し、景観街づくりを行っていく必要がある。具体的には、景観計画に即した、公共施設の整備、維持管理を行っていくことである。

また、同様に、景観形成の観点から、景観拠点や幹線軸に位置づけられた港、道路のほかにも、本市の重要な公共施設がある。

景観法では、このような景観形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」として位置づけることができる。ここでは、その候補となる公共施設を上げ、今後、管理者との協議・同意を行いながら指定していくこととする。

■ 景観重要公共施設の候補

区分	公共施設名	景観形成方針
道路	国道390号、県道78号線、同83号線（一部池間大橋）、同90号線、同190線（一部、下里通り、市場通り）、同204線、同230線、同243線、西里通り、来間大橋、伊良部大橋（建設中）、その他図に示す幹線軸に位置づけられている市道	以下について、整備、維持管理を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・電線等の地中化 ・歩道のカラー・タイル等舗装の装飾 ・地元の木を利用した植栽 ・ポケットパークの整備 ・デザイン照明の整備 ・デザイン信号機の設置
港湾	平良港	<ul style="list-style-type: none"> ・占有物については、建築物・工作物の行為制限に準じ、周辺の景観に調和したものとする。
海岸	○宮古島 パイナガマビーチ、砂山ビーチ、狩俣西海岸、西平安岬の海岸、島尻の入り江（マングローブ林）、新城海岸、吉野海岸、東平安岬の海岸、イムギャマリンガーデン、入り江湾、前浜ビーチ、来間島の海岸 ○伊良部島 佐和田の浜、白鳥崎、フナウサギバナタの海岸、サバ沖井戸の海岸、渡口の浜、中の島ビーチ （※一般公共海岸区域の要確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・「海岸地域景観ゾーン」の景観形成基準に従う。 ・特に、採取、採石、伐採の禁止。 ・その他、占有物については、建築物・工作物の行為制限に準じ、周辺の景観に調和したものとする。

■ 景観重要公共施設の候補



凡 例 地 域	景観計画区域		■■■
	旧来からの市街地	港から広がる中心商業・業務地	●
		新旧の表情をもつ住宅地	●
		市街化が進む市街地周辺	●
	自然と文化のある農村	生活を伝える集落	●
広がりのある農地		●	
拠点と広域幹線道路	海や空の拠点	☀	
	島や地域を結ぶ広域幹線道路等	—	

景観重要公共施設に定めるべき道路

景観重要公共施設に定めるべき海岸

(2) 景観農業振興地域整備計画

これは、農業振興地域において、農業振興を前提としつつ農地景観を形成するための計画であり、市が作成するものです。景観農業振興地域整備計画には、「面的に管理の行き届いた農地景観ゾーン」の景観形成方針や上記までの行為制限の内容を踏まえ、今後、策定を検討するものとし、策定にあたっては、以下の事項を考慮します。

① 景観農業振興計画の区域

景観形成区域は市の全域であるため、景観農業振興計画の区域は、市域のうち農業振興地域とする必要があります。ただし、森林法の保安林を除きます。

② 景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関する事項

景観を維持した農地の管理など地域全体の特徴ある景観に配慮した土地のあり方に関する事項を定めるものとします。

③ 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

区域内の農用地・農業用施設などについてその整備・保全の方向や具体的な事業活動に関する事項を定めるものとします。

たとえば、湾や入り江への赤土の流出を抑えるため、土地改良については技術基準などの指針を示すことが考えられます。

④ 農用地の保全に関する事項

耕作放棄地の解消のための施設整備に関する事項を定めます。

⑤ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

景観と調和のとれた施設の配置、形態、色彩その他意匠に関する基準に関する事項を定めます。

特に、ファームポンド等の大規模な農業施設については、農業振興のための必要な機能と景観面の両立が図れるよう、形態に関わる一定の基準等を定めることが望ましいと考えます。

(3) 屋外広告物について

屋外広告物とは、屋外広告物法において、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。」と定義されています（第2条）。

広告物のあり方として、沖縄県屋外広告物条例においては、「広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがないものでなければならない（第2条）とされています。

沖縄県屋外広告物条例に基づき、屋外広告等が設置されれば、一定の景観が形成されると考えられ、本景観計画においては、上乘せ規準は設定しません。ただし、今後は、市の屋外広告物条例を検討するものとします。

以下に参考として、沖縄県屋外広告物条例の概要を掲載する。

① 沖縄県屋外広告物条例の概要

まずは、沖縄県屋外広告物条例における、宮古島市にかかわる概要を整理します。

1) 宮古島市における禁止地域

次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物を設置してはならない。

1. 都市計画法の地域地区のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は風致地区
2. 文化財保護法による重要文化財（建造物に限る）の敷地から50m以内の区域
3. 沖縄県文化財保護条例による有形文化財（建造物に限る）又は民有資料（建造物に限る）の敷地から50m以内の区域
4. 森林法の保安林
5. 一般国道、主要地方道、一般県道
6. 以下に示す道路端から両側300m以内の区域

国道390号	城辺字保良の保良西里線との交点から平良字下里の高野西里線との交点まで
主要地方道平良城辺線	平良字西里の野原越七原線との交点から城辺字福里の国道390号との交点まで
主要地方道保良西里線	城辺字保良の国道390号との交点から平良字西原まで
一般県道池間大浦線	平良字池間から平良字大浦の保良西里線との交点まで
一般県道高野西里線	平良字西里越地の平良城辺線との交点から下地字川満の国道390号との交点まで

7. 自然公園法の国立公園及び国定公園のうち知事が指定する区域内の海岸線から両側300m以内の区域が禁止区域となっているが、宮古島市においては指定されていない。
8. 宮古空港、下地島空港の区域及び空港区域から展望できる地域で500m以内の区域
9. 平良港の区域
10. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病院の敷地

2) 宮古島の許可地域

宮古島市全域においては、広告物を表示し、又は掲出物を設置しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。

3) 許可基準

許可地域での屋外広告物の許可基準は、共通許可基準の中、図で概要を示すような個別許可基準がある。詳細は、沖縄県屋外広告物条例施行規則に記載されている。

1. 共通許可基準（景観まちづくりに関わる主なもののみ掲載）

- ・ 都市美、自然美を損なわないよう周囲の環境に調和し、かつ、色彩、形状、意匠等が快適なものであること。
- ・ 表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめること。
- ・ 広告物の色彩は、中間色を中心に色調を整えたものであること。また、地色においては、赤、黄色その他けばけばしい色の使用をできるだけ避けること。
- ・ 広告物の素材は、耐久性の優れたものであり、かつ、その構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- ・ 住居系地域及び住居系地域向けの発光物は、当該照明装置を点滅させないこと

2. 個別許可基準（概要）

<p>広告塔</p>	<p>建築物の屋上の広告塔</p> <p>1面が30㎡以下</p> <p>1/3 hm以下(10mまで)</p> <p>※但し、商工系地域では1面が50㎡、高さは地上から設置する箇所までの高さの1/2以下、かつ20m以下</p> <p>hm</p>	<p>地上の広告塔</p> <p>表示面積30㎡以下</p> <p>地上10m以下</p> <p>※但し、商工系地域では地上15m以下</p> <p>商品 会社</p>
<p>広告板</p>	<p>建築物の壁面の広告板</p> <p>全体面積の1/2以下</p> <p>最大表示面積30㎡以内</p> <p>※但し、商工系地域では全体面積の1/2以下、最大表示面積50㎡以内</p> <p>会社</p>	<p>地上の広告板</p> <p>表示面積30㎡以内</p> <p>5m以内</p> <p>商品</p>
<p>電柱類を利用するもの</p>	<p>巻き付け又は直接塗付</p> <p>1.2m以内</p> <p>1.2m以上</p>	<p>突出するもの</p> <p>0.6m以内</p> <p>1.2m以内</p> <p>4.5m以上(歩道上では2.5m以上)</p>
<p>立看板</p>	<p>幅1.0m以内</p> <p>立看板</p> <p>脚の長さ0.5m以内</p> <p>2.0m以内</p>	

1) 禁止物件

次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

1. 橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造及び分離帯
2. 石垣及び擁壁の類
3. 街路樹及び路傍樹
4. 信号機、道路標識及び歩道さく、こま止めの類並びに里程標の類
5. 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの
5. 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
7. 郵便ポスト、電話ボックス及び公衆便所
8. 送電塔、送受信塔及び照明塔
9. 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
10. 銅像、神仏像及び記念碑の類

2) 禁止広告物

次に掲げる広告別又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

1. 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
2. 著しく破損し、又は老朽したもの
3. 倒壊又は落下のおそれがあるもの
4. 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

4-3 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針(景観法第8条第2項第4号)

景観重要建造物または景観重要樹木については、以下のものについて、所有者等との合意形成を図りながら、指定していくこととします。

(1) 景観重要建造物

候補となる建造物は、「第2章 景観特性と課題」で掲げた、以下のものとするとともに、今後建築または建設される建造物のうち、優れた外観を有し地域の人たちの景観に対する意識貢献度の高いものを選定することとします。

① 下地島空港

国土交通省が主催する島の宝100景に指定された。「空港に広がる珊瑚礁の海の美しさ」、「海上に伸びる長さ900mの進入灯」、「迫力のある連続着陸シーンを間近にみることができる」など、下地島ならではの地理・地形条件が評価されたとしています。



② 宮古空港ターミナルビル

市の玄関口・景観拠点であり、サシバをモチーフにした建物は景観的にも優れています。



③ 宮古島市役所下地庁舎

市民や外来者が訪れる市役所であり、新たな環境共生の形として、新たな宮古の景観として、象徴的な建築物となります。

④ 平良団地

建物に関する地域住宅計画(HOPE計画)に基づき、建替えられ、HOPE大賞を受賞した県営住宅である。暮らしと気候風土に適合した住居を提供すると共にコミュニティ形成のきっかけとなる空間構成となっています。

(2) 景観重要樹木

「宮古島市自然環境保全条例」第11条で指定する保全樹のうち、景観的に優れたものについて、所有者・管理者の同意を得て指定するものとします。

「宮古島市自然環境保全条例」第11条で指定する保全樹とは、以下のものです。

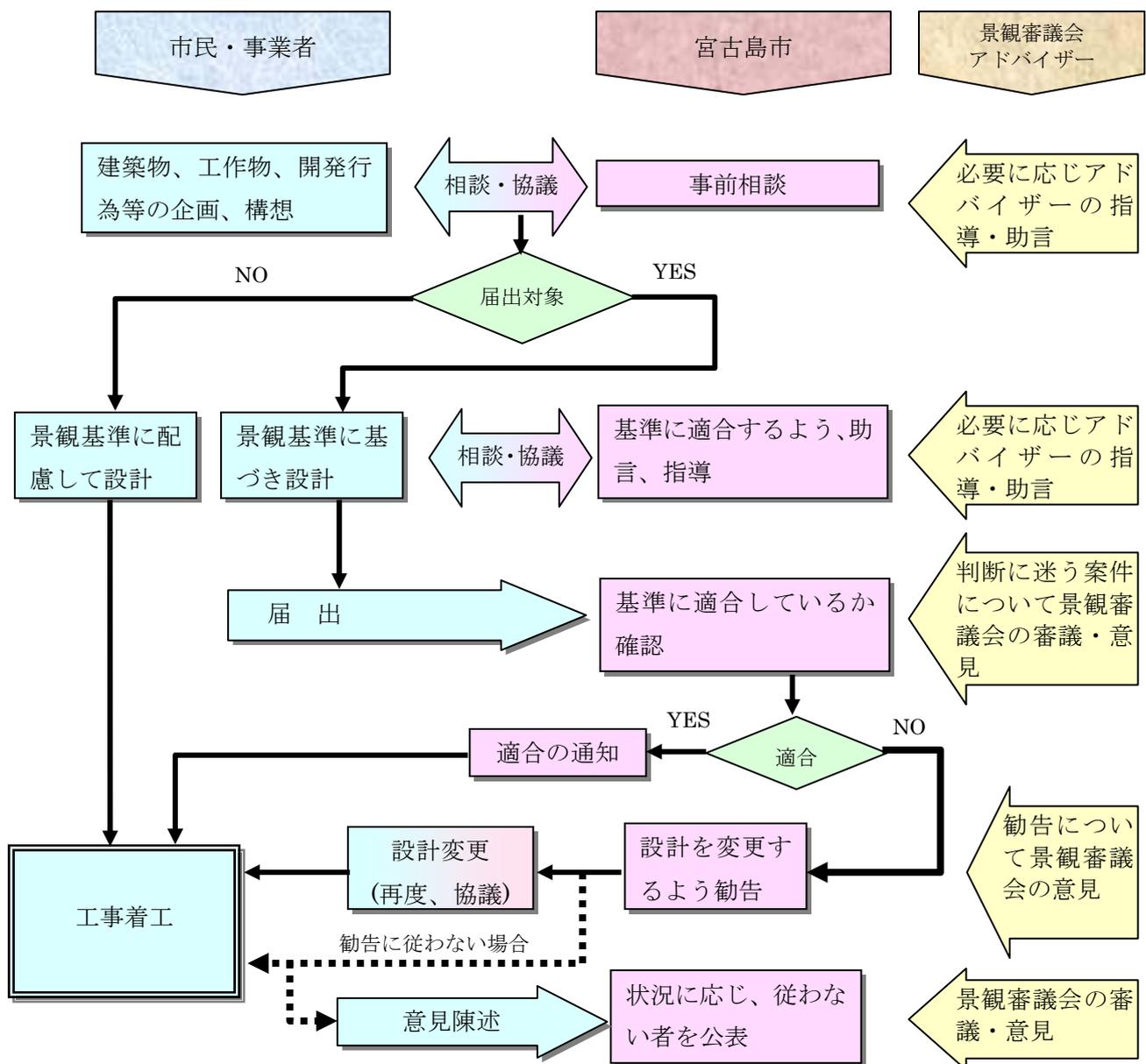
市民に親しまれてきた樹木又は由緒ある樹木で、その地域における良好な自然環境を維持するために保全することが必要と認められる樹木

第5章 協働の景観まちづくりを進めるために

5-1 届出から勧告、工事着工までの流れ

市民や事業者が建築や開発を行う場合は、企画、構想段階から、事前に市に相談し、協議を進めながら行うことで、設計の後戻りを防ぐようにします。そのためにも、景観計画や景観条例を市民に十分PRするものとします。

以下に、建築や開発行為の企画段階から、届出、勧告、工事着工の概略の流れを示します。



※建築確認申請、その他法律に係る手続きは、別途行ってください。

5-2 景観計画の運用について

(1) ガイドラインの作成

本景観計画の景観形成基準は、すべてが数値を示した具体的な基準となっておらず、宮古島市、市民及び事業者が判断に迷う事項も少なくありません。そのため、景観形成基準の解釈の参考となる「宮古島市景観計画ガイドライン」を策定し、これを指針に景観形成基準の適合の可否を判断していくものとします。このガイドラインには、一般的な解釈事例などを踏まえて解説するとともに、今後、行われる建築や開発行為等での良い例、解釈に困った例を追加し、充実していくものとします。

(2) 景観審議会の設置

本景観計画の運用又は計画改定等を行ううえで、市民、事業者又は専門的な立場から、重要事項の審議、調査あるいは意見を言う機関として、景観審議会を設置するものとします。

この景観審議会の役割としては、たとえば以下の事項について審議、調査あるいは意見を言うことが考えられます。

- ・ガイドラインの策定
- ・ガイドラインのみでは景観形成基準に適合するか否かの判断に迷う案件
- ・景観重点地区の指定
- ・景観計画の変更
- ・その他景観まちづくりにおける重要事項

(3) アドバイザーの設置

本計画の運用、その他景観まちづくりに関する調整事項について、技術的指導、助言等を行う者として、景観まちづくりアドバイザーを設置するものとします。

この景観まちづくりアドバイザーの役割としては、たとえば以下の事項について技術的指導、助言等を行うことが考えられます。

- ・行為が行われる事前相談、協議において、技術的指導、助言が必要な事項
- ・景観審議会での審議事項についての事前、事後の技術的指導、助言が必要な事項
- ・景観審議会での審議までは必要のない、技術的指導、助言が必要な事項

(4) 景観重点地区の指定

本景観計画は、地域別に景観まちづくりの方針、届出対象、景観形成基準が設定されています。しかし、実際この景観計画を運用していく中で、地区によっては、より詳細な、または、具体的な景観まちづくりの基準が必要となる場合があります。

地元住民の意識が高まり、このような必要性が生じた場合には、宮古島市にとって景観上重要な地区として「景観重点地区」を定めていきます。その場合は、住民の合意形成を図りながら、建築物の形態、色などについてより具体的な基準を定めていきます。

また、この「景観重点地区」については、市民や事業者に、より厳格にこの景観計画の基準に従ってもらうためには、設計の変更命令が可能な「特定届出対象行為」を定めることを検討していきます。

5-3 市民・事業者との協働の景観まちづくり

(1) 表彰制度

市民や事業者が、景観まちづくりに自らが参加し、良いものをつくれれば評価され、宮古島市の景観のお手本になっている実感が高まることは、景観まちづくりに対する意欲の大きな原動力になります。

以下に、宮古島市で現在行われている制度、行うことが望ましい制度等を紹介いたします。今後は、これらの継続及び実施を推進していきます。

① 緑の街角賞

現在宮古島市では、生垣などの緑化を行い、緑豊かなまち並み形成に貢献し、優れたものに対して、「緑の街角賞」を与える制度があります。今後も、その制度の継続を図ります。

② 都市景観賞

他都市では、自然、風土に調和し、景観づくりに寄与している建築物や街並みを表彰する制度が数多くあります。本市においても、その実施を検討します。

(2) 提案制度

本景観計画は、定性的な基準が多く、より良い景観づくりのためには、市民や事業者による宮古島の風土、歴史にあった建築物などの形態についての提案が必要となってきます。優れた、建築形態、意匠などの提案については、基準に追加したり、「景観ガイドライン」に掲載するなどを検討していきます。こうすることで、宮古島市特有の景観まちづくりの形が将来に継承されていきます。

(3) 地域活動の促進

宮古島市の景観を維持していくためには、行為の制限だけでなく、清掃活動、緑化活動などの市民、事業者の活動が重要となってきます。このような、活動に対しても支援を検討していきます。

また、維持管理が行き届いていない建築物や敷地等が、景観を阻害する場合が見受けられます。老朽建築物の修繕や除去、庭木などの手入れなど、所有者・管理者が行うべき維持管理について、理解と協力を得られるよう、啓発活動も行っていきます。

① 里親制度

自宅や会社の前の道路等において里親の申請をし、自ら清掃や植物の管理などを行う制度です。市民自らが待ちの景観維持に取り組む制度として、継続するとともに、事業のPR活動を行ないます。



② 花いっぱい推進事業、花植えボランティア支援事業

花の苗を提供したり、補助したりする事業で、市民の手により、花いっぱいのまち並みが作られていきます。今後もこれら事業を継続するとともに、事業のPR活動を行います。

③ 清掃ボランティア支援事業

市民ボランティア団体などによる島の清掃活動の支援として、ゴミ袋や手袋の支給を行う事業です。景観まちづくりの第一歩を、子供、自治会等の手により進めるため、今後も、継続するとともに、事業のPR活動を行います。

④ 美ぎ島宮古(かぎすまみゃーく)ネットワークの支援

防災と景観まちづくりの観点から、防風林、防潮林の造成、維持管理を、ボランティア活動により行っているものです。市としてもその支援を行っていきます。



(4) 景観まちづくり勉強会等の実施

景観まちづくりを推進するためには、まずは、市民や事業者の景観に対する意識や関心を高める必要があります。そのためには、景観計画の周知をはじめ、市民が景観に対して話し合う機会を設けることも重要です。

その方法として、「景観まちづくり会議（仮称）」等の勉強会や協議する会を地域別に行ったり、講師や専門家を招いたフォーラムや講演会等も有効であり、その実施について検討します。

(5) 各種支援制度の検討

景観まちづくりを推進するために、上記までの緑化やボランティア活動にかかわる既存の支援制度に加え、その他必要な、資金的、人的、技術的な支援制度の検討を行います。

たとえば、以下のようなことが考えられます。

- ・より優れた、デザイン、素材の使用、環境への配慮を行った場合
- ・緑化において、より優れた形態、量の植樹をした場合
- ・景観まちづくりに関連して、地元の協議が必要な場合 等

5-4 都市計画制度等との連携

(1) 都市計画制度への発展

景観計画及び景観条例では、建築物などについて届出・勧告制度までであるが、より、建築基準法や都市計画法に直結させ、建築確認により景観形成していく手法として、「景観地区」や「地区計画」があります。

これらの制度により、より細やかな規程を設定することができる。ただし、より強制力が生じるため、地区の指定については限定して行うことも必要です。

今後は、景観重点地区の指定が行われる地区等について、地区計画の指定や景観計画の指定について検討していくものとします。

(2) 他の法制度との連携

景観まちづくりを進めるためには、他の法令との連携が重要である。上記の都市計画法のみならず、特に宮古島市においては、以下の事項について、今後も推進、連携を図っていくものとします。

① 景観農業振興整備計画

農業振興と景観形成の連携を図ります。

② 自然公園法ならびに沖縄県立自然公園条例

伊良部地域の国定自然公園区域、県立自然公園区域にかかわる規程、諸手続きとの連携はもとより、地域の拡大などについても検討していきます。

③ 屋外広告物条例

今回、屋外広告物については、県の条例により規制誘導を図ります。したがって、今後も沖縄県との連携を図っていきます。

また、今後は、宮古島市の屋外広告物条例の指定についても検討していきます。

④ 宮古島市自然環境保全条例

今後も、自然環境保全地域の指定に向けて推進することで、景観計画と環境保全の連携を図ります。

5-5 今後の課題

本景観計画により宮古の景観まちづくりが始まるが、さらによりよい景観まちづくりを推進するために、今後の課題として整理します。

(1) 市民 PR

本景観計画に基づき景観まちづくりを行っていくためには、市民や事業者等の理解と協力を得ていく必要があります。そのためには、市のホームページや広報誌などによる、景観計画の十分なPR活動を行っていくものとします。

(2) 景観にかかわる各種事項の検討

① 夜間照明について

夜間照明は必要不可欠なものであるが、必要以上の照度、無意味な照明の方向や広がりによっては、生活への影響はもとより、夜間景観や生態系へ影響を及ぼすことも考えられます。今後は、夜間照明の実態を踏まえて、必要に応じた基準づくりを検討していく必要があります。

② 墓地の景観に及ぼす影響について

沖縄における墓地は、特徴的な形態、立地状況となっています。本市においても墓地は、伝統・文化、生活の一部になっているものの、立地場所や大きさ、集まり具合によっては、景観に及ぼす影響がある場合があります。今後は、墓地の立地状況を踏まえて、景観への配慮を検討していく必要があります。

③ ユニバーサルデザインについて

すべての人にやさしい、公共施設、建築物、サインの設計は、現代社会において重要な課題となっています。その場合には、必要な機能を損なうことなく、景観と連携のとれた設計としていく必要があります。

④ サインについて

公共公益施設への案内板、道路標識などのサインは、特に幹線軸景観において、景観に及ぼす影響がある場合があります。今後は、利便性や安全性を考慮しつつも、統一されたデザイン、景観への配慮を検討していく必要があります。

⑤ 自動販売機について

道路・公園や店先にある自動販売機は、各社の様々なデザイン、色使いのものが設置されており、非常に目立ち、回りの景観とも調和していない場合があります。今後は、設置方法やデザインなど景観との調和の方策を検討していく必要があります。

(3) 自然環境との調和について

① 生態系への配慮

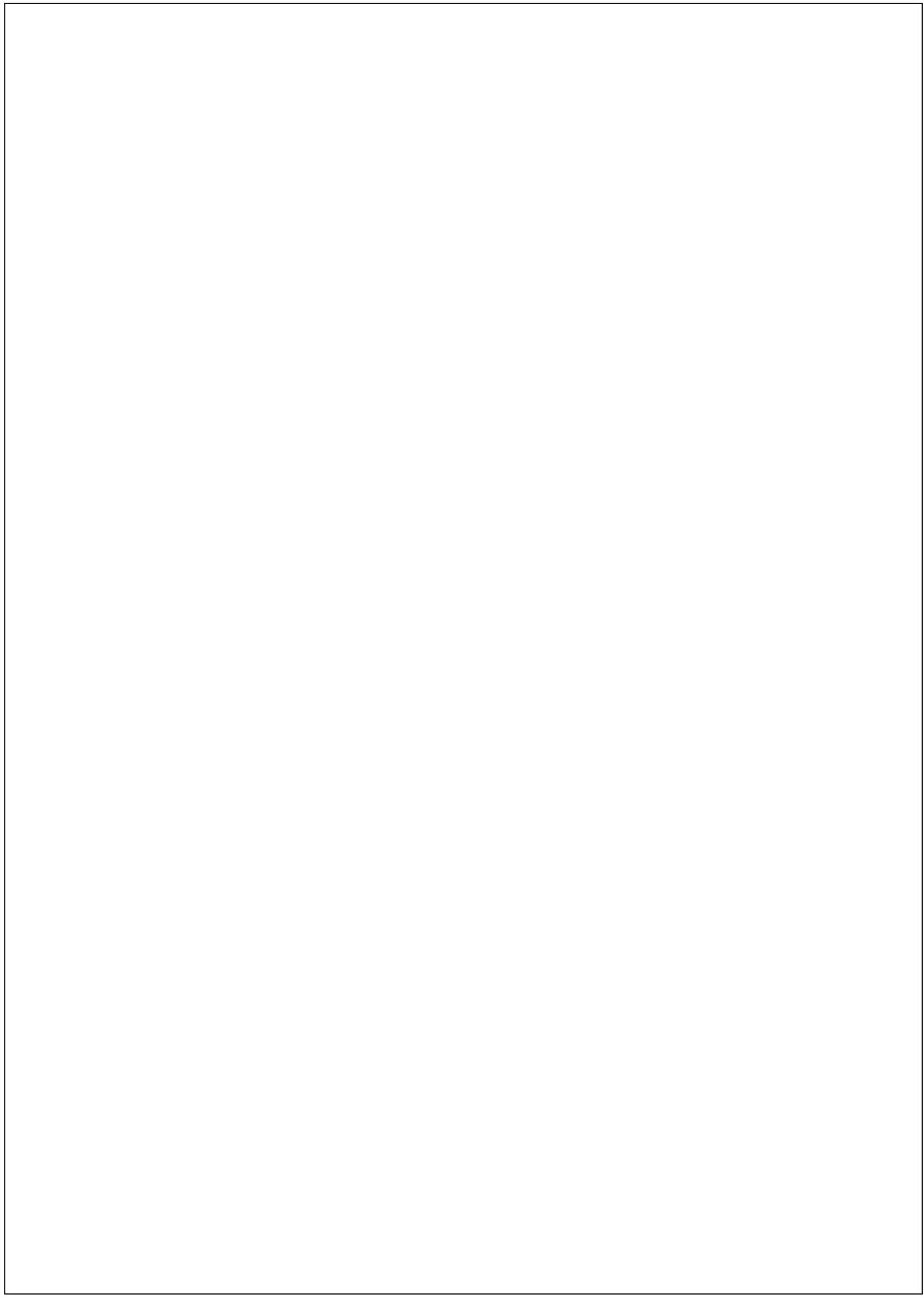
本市の景観形成において自然景観の保全は重要な課題となっています。その中で植生や動物相もその自然景観の一部であり、また、これらの保全がそのまま自然景観の保全につながっていきます。今後は、生態系の状況を踏まえて、自然環境の保全と景観形成の連携を十分に図っていく必要があります。

② 環境共生との連携

「エコアイランド宮古島」を宣言した本市は、様々な環境共生への取り組みを行っています。それらには、景観に係るものもあります。今後は、環境共生と景観形成との十分な連携を図りつつ、新しい宮古の景観のひとつとして、環境共生の活動に取り組んでいく必要があります。

(4) 景観計画のグレードアップ

本計画は、市が景観行政団体となって初の景観計画となります。そのため、本計画は、市民に宮古の景観を改めて認識してもらい、市民が自ら景観まちづくりへ取り組んでいく道しるべの役割も果たします。本計画が定着し、市民や地域の中で景観に係る関心が高まった段階で、今後はその熟度に合わせて、本計画をより具体的な基準に改定していくものとします。



参考一用語集

【エコ】

「エコロジー」の略。自然環境を保護したり、人間も生態系の一員であるとの視点から、人間生活と自然との調和・共存を目指す考え方。

【ガイドライン】

景観計画を運用して、建築物等が景観の基準に適合しているかを判断するための指針を示しめすもの。

【コントラスト】

対照、対比。ここでは、色の対比のことであり、異なる色が調和して美しい様子をいっている。

【サイン】

施設や行き先の案内や誘導の表示のこと。

【ネットワーク】

いろいろなものがつながって、効果を発生していること。物理的に橋や道路により島や地域がつながっていたり、また、情報や組織がつながっている意味もある。

【ボランティア】

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

【ユニバーサルデザイン】

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。アメリカのロナルド＝メイスが提唱した。

【NPO】

民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。